

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 4 年12月20日（火曜日）

定 期 第 370 号

目 次	ページ	
○規則		に関する法律第 7 条第 1 項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第 9 条第 1 項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定（2 件）（県土整備・砂防課） 612
神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則（総務・税制企画課）	611	○公告
○告示		県営土地改良事業の工事完了公告（県西地域県政総合センター） 613
軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（総務・税務指導課）	611	土地改良区清算人の就任届出（県西地域県政総合センター） 613
保安林の解除予定（横浜川崎地区農政事務所）	611	大規模小売店舗の新設の届出の概要（産業労働・商業流通課） 613
救急病院等の認定の一部改正（健康医療・医療課）	611	都市計画の図書の写しの縦覧（3 件）（県土整備・都市計画課） 614
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2 件）（県土整備・砂防課）	612	開発行為に関する工事の完了（厚木土木事務所） 614
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進		公示による審理開催の通知（収用委員会） 614

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

規 則

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年12月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第67号

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 6 項中「記入」を「変更記録」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

告 示

神奈川県告示第505号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の 9 第 3 項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和 4 年12月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

氏 名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年 月 日
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕		

ダイヤ商事株式会社 代表取締役 館野 亮 太	川崎市中原区木月 住吉町21の 1	令和 4 年 9 月30日
---------------------------	----------------------	---------------

神奈川県告示第506号

次のように保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年12月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 解除予定保安林の所在場所
横浜市戸塚区深谷町字ミナミ272、450、453、456の 1、456の 5、456の 8、456の10、457の 1、507の 1、507の 2
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
指定理由の消滅

神奈川県告示第507号

救急病院等の認定（平成元年神奈川県告示第580号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年12月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表医療法人財団明理会東戸塚記念病院の項を削り、同表に次のように加える。

医療法人財団明理会 東戸塚記念病院	横浜市戸塚区品濃町 548の7	令和4年12月20日から 令和7年12月19日まで
----------------------	--------------------	------------------------------

神奈川県告示第508号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和4年12月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
笹下4丁目2	横浜市港南区笹下四丁目及び磯子区洋光台一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	笹下4丁目2	横浜市港南区笹下四丁目及び磯子区洋光台一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第509号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和4年12月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
遠藤2	藤沢市遠藤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	遠藤2	藤沢市遠藤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
村岡東3丁目1	藤沢市村岡東三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	村岡東3丁目1	藤沢市村岡東三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第510号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年12月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
笹下4丁目2	横浜市港南区笹下四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	笹下4丁目2	横浜市港南区笹下四丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第511号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 4 年12月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
遠藤 2	藤沢市遠藤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	遠藤 2	藤沢市遠藤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
村岡東 3 丁目 1	藤沢市村岡東三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	村岡東 3 丁目 1	藤沢市村岡東三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。）

公 告

県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（井ノ口東地区）の工事は、完了しました。

令和 4 年12月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

清算法人大井町山田石河ら山土地改良区から次のとおり清算人が就任した旨の届出がありました。

令和 4 年12月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

就任した清算人の住所及び氏名

住 所	氏 名
足柄上郡大井町山田1, 820番地	柳 川 忠 男
同 1, 133番地	瀬 戸 好 夫
同 644番地	小 宮 健 三
同 795番地	渡 邊 文 夫
同 1, 285番地	瀬 戸 篤

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗を設置する者から新設に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出及び添付書類は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県県央地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和 4 年12月20日から令和 5 年 4 月20日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和 4 年12月20日から令和 5 年 4 月20日までに知事に意見書を提出できます。

令和 4 年12月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

大和ビルディング株式会社

大和市深見3, 382

代表取締役 富澤 健太郎

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）大和ビルディング大和南ビル

大和市大和南 2 ー1, 121 の 1 ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社三和

東京都町田市金森 4 ー 1 の 2

代表取締役 小山 真

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和 5 年 7 月 1 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1, 176㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置については、届出書に添付された図面のとおり
33台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置については、届出書に添付された図面のとおり
計90台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置については、届出書に添付された図面のとおり
40. 0㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置については、届出書に添付された図面のとおり
6. 00㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後10時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分から午後11時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入り口 1 か所

出口 1 か所

位置については、届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後10時まで 8 届出年月日 令和 4 年10月31日		開発許可年月日及び許可番号 (変更許可) 令和 4 年 8 月 3 日 神奈川県指令厚土東第610035号 (令和 4 年11月 2 日 神奈川県指令厚土東第610076号)	
都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により鎌倉市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。 令和 4 年12月20日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治 1 都市計画の種類及び名称 鎌倉都市計画生産緑地地区 2 縦覧場所 神奈川県県土整備局都市部都市計画課		土地収用法第46条第 2 項の規定に基づいて通知することとされている次の書類は、神奈川県収用委員会事務局に保管してあるので、当委員会事務局で交付を受けてください。 なお、受領しないときは、令和 5 年 1 月10日にその通知を受けたものとみなされます。 令和 4 年12月20日 神奈川県収用委員会 会長 原 田 一 明 1 事件名 厚木都市計画道路事業 3 ・ 4 ・ 12号酒井長谷線に係る土地収用の裁決申請事件及び同明渡裁決申立事件（令 4 収第 1 号事件） 2 通知の種類 審理の開催通知書 3 通知を受けるべき者 厚木市愛甲東三丁目1, 628番 2 に所在する土地の登記記録の表題部所有者名義人早川ツギ又はその相続人	
都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により茅ヶ崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。 令和 4 年12月20日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治 1 都市計画の種類及び名称 茅ヶ崎都市計画生産緑地地区 2 縦覧場所 神奈川県県土整備局都市部都市計画課			
都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により海老名市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。 令和 4 年12月20日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治 1 都市計画の種類及び名称 海老名都市計画生産緑地地区 2 縦覧場所 神奈川県県土整備局都市部都市計画課			
都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。 令和 4 年12月20日 神奈川県厚木土木事務所長 竹 内 淳			
開発区域に含まれる地域の名称	海老名市中新田字中藪473の 4		
開発区域の面積	313.25平方メートル		
開発許可を受けた者の住所	海老名市本郷189のイ 横浜市戸塚区品濃町525の 1 東の街 2 304		
開発許可を受けた者の氏名	長田 勝己 長田 明子 岩崎 信親		